

導入促進基本計画

足寄町先端設備導入計画

平成30年6月8日 同意

令和3年6月7日まで(3年間)

令和3年6月1日 期間延長等変更

1 先端設備の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

足寄町の人口は、1962年3月に住民基本台帳人口が20,000人を超えたが、それ以降、高度経済成長期を含め一貫して人口減少が続いている。これは、東京を中心とした首都圏や札幌市等の他地域に人口流出が続いていることが要因と考えられる。2015年以降の国立社会保障人口問題研究所(社人研)の推計によれば、今後も人口は減少を続け、平成52(2040)年には、約4,500人(現在から約36%減少)に、平成72年(2060)年には、約3,050人(現在から約60%減少)になるものと推計されている。

また、産業別では1955年に4,556人いた農業就業者が2010年には3,738人減少して818人となり、林業就業者は1955年に1,067人いたが2010年には858人減少して209人となった。建設業では1955年の955人から2010年には583人減少し372人となった。一方、金融・保険・サービス業や公務等のいわゆる第3次産業就業者は、1955年の1,669人から2010年には538人増加して2,207人となっている。

足寄町は、東西66.5km、南北48.2kmで1,408平方kmと広大な行政面積を有し、地形は東に雌阿寒岳、西に東大雪に挟まれた中山間地域である。市街地を中心に扇状に三本の河川があり、河川沿いの平坦地で農業、山麓部で畜産・酪農業、山間部で林業が営まれている。利用面積別では、林野面積が85%、耕地面積が9.5%となっており、農林業が町の基幹産業となっている。

業種別の内訳としては、平成30年4月1日現在、建設業39社、製造業20社、卸売業11社、小売業73社、飲食・宿泊業54社、サービス業70社、その他68社、計335社となっている。

地理的に、帯広、北見、釧路ととった中核都市からの距離が70km~100kmであることから近隣町村から買物需要などが多く、小売業、サービス業、飲食業などが人口規模に比べ多い傾向にある。事業者のほとんどが小規模事業者で、人口の減少や事業者の高齢化にともない平成13年の事業所数は491社から平成30年4月では335社へ3割減少している。

平成28年度に足寄町商工会が事業者を実施した調査では、ここ数年で人手不足、売上不振、顧客販売先の減少、原料価格・仕入価格の値上がり等、本業に関わることが課題となっており事業の生産性向上が急務である

(2) 目標

足寄町内の中小企業において、生産年齢人口の減少や高齢化が進んでも労働生産性

を維持・向上するために早急に先端設備の導入を進めるよう促していく必要がある。

足寄町では、足寄町中小企業特別融資制度や保証料補助に加え、税制優遇措置を創設することにより、事業者の設備投資に対する意欲を喚起させ、且つ、支援していくことが喫緊の課題となっている。このため、生産性特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内に本店または事業所を置く中小企業者および小規模事業者を対象に先端設備導入を促すことで地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

足寄町の産業構造においては、農林業といった1次産業を中心に二次産業、三次産業に広がっていることから、幅広い設備の生産性の向上を図る必要があるため、本計画において対象とする設備は、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や地域経済の発展等の観点から、町内に従業員を配置した工場や事業所が、発電電力を自ら消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

なお、上記の場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

## 3 先端設備の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

足寄町は人口の7割は市街地に居住しており、小売業、サービス業、飲食業などが市街地に集中しているが、基幹産業である農業は町内に点在していることから、町全域において生産性を向上させる必要があることから足寄町全域を本計画の対象地域とする。

### (2) 対象業種・事業

町内全域に多種多様な業種を営む事業者が存在していることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ITツール導入

による業務効率化や付加価値向上、省エネルギーの推進など多種多様であることから本計画において対象となる事業は労働生産性が年3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

##### (1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取り組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

##### (2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。